利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法		
特定信託口口座に関する事項	⑴　特定信託口口座のある銀行等の商号又は名称	
	⑵　特定信託口口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	
	⑶　特定信託口口座の名義	
	⑷　特定信託口口座の口座番号その他の当該特定信託口口座を特定するために必要な事項	

（記載上の注意）

１．「特定信託受益権の名称」が二以上ある場合には、その名称ごとに、⑴の表を作成すること。

２．「特定信託受益権の種類等」は、単位（外貨建ての特定信託受益権を発行する場合にあっては、その外国通貨の種類）、主な用途、保有又は移転の仕組み（保有又は移転に係る情報を記録する電子情報処理組織の名称及び形態を含む。）、内在するリスク、償還に要する期間等につき記載すること。特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

３．「特定信託為替取引の提供方法」は、現金の受払いをする営業所の有無、ＡＴＭの有無、インターネットを利用して提供するか否かを記載すること。

４．「取扱上限金額」は、提供する特定信託為替取引における取扱上限金額を記載すること。

５．「役務提供範囲等」は、特定信託為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。

６．「為替レートの決定方法」は、外貨建ての特定信託受益権を発行する場合には、その外国通貨の為替レートの決定方法について記載すること。

７．「特定信託為替取引の標準履行期間」は、主要国・地域別の標準履行期間について記載すること。

８．「営業日及び営業時間」は、特定信託為替取引の形態が複数存在する場合には、全てについて記載すること。

９．「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額を併せて記載すること。

10．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第４面の次に添付すること。